山口短期大学における公的研究費の不正使用防止管理責任体制

公的研究費の管理責任体制及び職務内容

最高管理責任者 （学長）	・本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う ・不正防止計画を策定し、進捗管理を行う
統括管理責任者 （副学長）	・最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ
コンプライアンス推進責任者 （児童教育学科長・情報メディア学科長） （短大事務長）	・コンプライアンス推進についての実質的な責任と権限を持つ ・コンプライアンス教育の実施 （誓約書・確認テストの提出） 研究費の不正使用について
研究倫理教育責任者 （学術研究所長）	・研究者倫理の向上を図る ・研究倫理教育の実施(誓約書・確認テストの提出） 研究活動の不正行為について 学生の倫理教育について
不正通報窓口 （総務課）	・通報内容を最高管理責任者に報告する ・通報者の保護を徹底する
内部監査 （法人事務局長・総務課長）	・会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証を行う。 ・実施結果を最高管理責任者に報告する
検収担当部署 （会計課および庶務課）	・納品物品等の検収
相談窓口 （庶務課）	・公的研究費に係る事務処理手続きに関する相談